水道の手続きと料金

企業経営課　☎(32)8911

水道の使用開始・終了

引っ越し等により水道の使用を開始または終了するときは、電話またはしもつけオンラインサービス(上下水道開始・中止届)より、土日・祝日等の閉庁日を除く3日前までにご連絡ください。

メーターの所有者変更

所有者の死亡、家屋や土地の売買等でメーターの所有者が変更になるときは、給水装置所有者変更届が必要です。詳しくはお問い合わせください。

納入通知書等の送付先変更

電話でお早めにご連絡ください。

水は限りある資源です
大切に使いましょう

水道加入金と料金

口径25㎜以上の場合は、市ホームページでご確認いただくか、企業経営課までお問い合わせください。

■メーター口径別水道加入金(件／税込)と手数料一覧(件／非課税)

口径	加入金額	設計審査手数料	竣工検査手数料
13㎜	55,000円	1,000円	分水工事 無　2,000円 有　4,000円
20㎜	143,000円		

■水道料金表(2か月／税込)

口径	基本料金	従量料金(1㎥あたり)		
		1～20㎥	21～60㎥	61㎥～
13㎜	1,430円	55円	132円	143円
20㎜	1,672円			

※検針は、JR宇都宮線東側をA地区(奇数月検針)、西側をB地区(偶数月検針)に分け、２か月に１度となります。

水道料金＝基本料金＋従量料金
(例)メーター口径13mmで２か月に10㎥ご使用の場合
水道料金=1,430円＋10㎥×55円=1,980円(税込)

下水道使用料

企業経営課　☎(32)8911

下水道使用料は２か月に１度、水道料金と一緒に請求させていただきます。

■下水道使用料単価表(１か月／税込) 下水道使用料＝基本料金＋従量料金

	汚水量	単価
基本料金		715円
従量料金 (１㎥あたり)	１～10㎥	55円
	11～30㎥	126.5円
	31～50㎥	137.5円
	51～100㎥	148.5円
	101㎥～	159.5円

■汚水量の決め方

使用水	汚水量
市の水道水のみを使用している場合	水道使用量と同量
井戸水(地下水)のみを使用している場合	使用人数により決定(認定水量) ・3人までは1人につき7㎥/月 ・4人目からは1人につき5㎥/月 例)5人家族の場合…31㎥/月 (3人×7㎥＋2人×5㎥＝31㎥)
水道水と井戸水を併用している場合	水道使用量と井戸水の認定水量を比較し、多い方の水量

※井戸水を使用している世帯で、使用人員に増減があった場合は企業経営課までご連絡ください。

浄化槽設置費補助金

環境課　☎(32)8898

し尿と生活雑排水を合わせて処理することができる環境配慮型合併処理浄化槽を設置する方に、補助金を交付します。

また、単独浄化槽から合併処理浄化槽(環境配慮型)に入れ替える方には、合併処理浄化槽設置費用(環境配慮型)に上乗せして、宅内配管工事費用の一部を補助します(上限30万円)。

■浄化槽設置費補助額一覧表

人槽	浄化槽処理推進区域	公共下水道全体計画区域
5人槽	332,000円	233,000円
7人槽	414,000円	290,000円
10人槽	548,000円	384,000円